

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中之条町長 外丸 茂樹

市町村名 (市町村コード)	中之条町 (104213)
地域名 (地域内農業集落名)	伊参地区 (岩本上中組、岩本下組、五反田上中組、五反田下組、 蟻川北組、蟻川東組、蟻川西組)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月22日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、中山間地域であり比較的小区画・不整形な農地が多く、加えて農業者の高齢化が進んでおり、耕作放棄地の更なる増加が懸念される。
農道や水路等の農業用施設の老朽化により、整備が必要になっている箇所がある。
森林が近い為、鳥獣被害も多く持続的な対策も必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

小区画・不整形な農地が多く、集落外大規模農業者への作業委託等も考えにくい為、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金活動組織が中心となり、地域一体となって農地を維持していく。
また、農業用施設や鳥獣被害については上記交付金事業または町単独整備事業等を活用し、継続的な対策を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	94 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	83 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
貸付け等の意向が確認された農地は、農地所有者の意向も考慮した上で、農地中間管理機構を活用して中心となる農業者に集積・集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
基本的には、農地中間管理機構を活用して貸し付けていくが、必要に応じて農地法3条も使い分けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業者のニーズを踏まえ、町単独補助金を活用し農用地の大区画化・汎用化等を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や新規就農者及び帰農者の確保に努め、県・町・JAが連携し、農地の幹旋や技術的指導の支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化や安定した収穫が期待できるカメムシ対策等の防除作業のほか、農業支援サービス事業体などの活用も視野に検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵等を設置し防護対策を施す事のほか、地域の有害鳥獣捕獲隊との連携により駆除することも重要となる。